

／ 経営者でも加入できる ／

労災保険

特 別 加 入 の ご 案 内



Sen労働保険事務組合

中小企業の経営者も、労災保険に加入できます

労災保険は本来、労働者の保護を目的としてつくられた国の保険制度ですが、一定の要件を満たせば労働者以外の方も加入できます（特別加入）。



対象者



労働者と同様に働く

中小企業の経営者



役員、家族従事者

一定数以下の労働者（右図参照）を年間100日以上雇用する事業主が対象となります。

金融業
保険業
不動産業
小売業

卸売業
サービス業

左記以外の
業種

50人以下

100人以下

300人以下

特別加入には、大きなメリットがあります

MERIT 1

万が一の事故や病気の
リスクに備えられます

業務中・通勤中に負ったケガや病気の治療には、健康保険が使いません。高額な費用はすべて自己負担です。さらに休業補償もないため、家計に大きなダメージとなります。労災保険に加入することで、これらリスクがすべて解消できます。

MERIT 2

無料で治療が
受けられます

万が一の事故でも、安心。治療費が無料になるなど、国から手厚い補償が受けられます。さらに、経営者等の場合、希望の給付基礎日額に合わせて保険料を自由に選ぶことができます。
※ 労働者の場合、給与の金額を基に保険料が決まってしまうます。

国の制度だから、安い保険料でもしっかり補償



治療の補償

ケガや病気をした場合、無料で必要な治療が受けられます。指定病院以外を利用する場合は、治療に要した費用が支給されます。



休業の補償

療養のため4日以上休業した場合、休業特別支給金と合算で、給付基礎日額の80%が休業した日数分支給されます。



傷病の補償

療養開始から1年6か月を経過しても治らない場合、傷病等級に応じた額の年金と、傷病特別支給金が支給されます。



障害の補償

障害が残った場合、障害等級に応じた額の年金または一時金と、障害特別支給金が支給されます。



死亡の補償

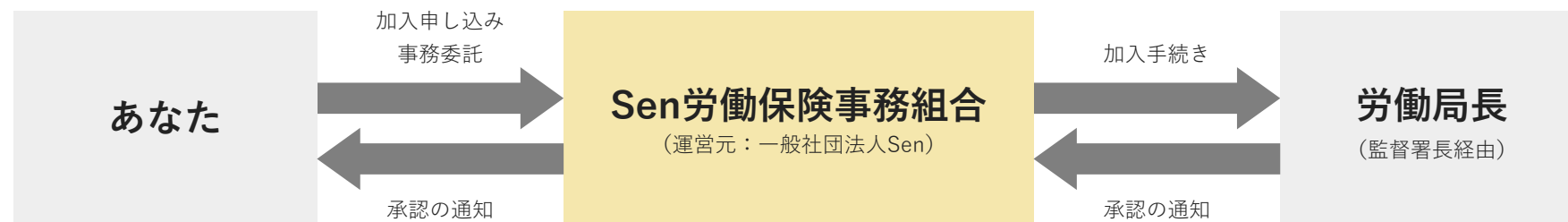
死亡した場合、遺族の方に年金または一時金と、遺族特別支給金が支給されます。葬祭を行う場合は、葬祭給付もあります。



介護の補償

傷病(補償)年金または障害(補償)年金を受けている方のうち、介護を受けている場合、その費用が支給されます(上限あり)。

「Sen労働保険事務組合」にお任せください！



労災保険に特別加入するためには「①雇用する労働者について保険関係が成立していること」と、

「②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること」が、法律で規定されています。

「Sen労働保険事務組合」は社労士法人が運営する団体のため、労災時にも安心です。

豊富な実績とノウハウで、みなさまのより良い労働環境づくりを全面サポートいたします。

良心的な価格で、たくさんの経営者に選ばれています



事務委託の業務内容

- 保険関係成立届・加入の申請・雇用保険の事業所設置届の提出など
- 労災保険の特別加入の申請など
- 年度更新の手続き

※ 印紙・労災・雇用の給付手続き、社会保険は業務範囲に含まれません。

※ 別途ご契約で、併設の社労士事務所が対応可能です。

事務委託費（月額）

雇用保険 被保険者人数	一元適用事業	二元適用事業
1～4名	1,200	労働保険番号毎 + 200
5～10名	2,200	
11～15名	3,200	

▼ 建設業（二元適用事業）の特別加入者が1名、4月から1年間加入する場合の見積もり例

雇用保険被保険者が3名いる企業を想定。その他、賃金に応じた労働者の労災保険料および雇用保険料が別途発生いたします。

給付基礎日額	特別加入保険料(年間)	入会金	組合費(年間)	事務委託費(年間)	特別加入費(年間)	合計(年間)
3,500円の場合	22,986	5,000	24,000	16,800	5,000	73,786
4,000円の場合	26,280	5,000	24,000	16,800	5,000	77,080
5,000円の場合	32,850	5,000	24,000	16,800	5,000	83,650
6,000円の場合	39,420	5,000	24,000	16,800	5,000	90,220
7,000円の場合	45,990	5,000	24,000	16,800	5,000	96,790
8,000円の場合	52,560	5,000	24,000	16,800	5,000	103,360
9,000円の場合	59,130	5,000	24,000	16,800	5,000	109,930
10,000円の場合	65,700	5,000	24,000	16,800	5,000	116,500
12,000円の場合	78,840	5,000	24,000	16,800	5,000	129,640
14,000円の場合	91,980	5,000	24,000	16,800	5,000	142,780
16,000円の場合	105,120	5,000	24,000	16,800	5,000	155,920
18,000円の場合	118,260	5,000	24,000	16,800	5,000	169,060
20,000円の場合	131,400	5,000	24,000	16,800	5,000	182,200
22,000円の場合	144,540	5,000	24,000	16,800	5,000	195,340
24,000円の場合	157,680	5,000	24,000	16,800	5,000	208,480
25,000円の場合	164,250	5,000	24,000	16,800	5,000	215,050

※ 加入月や業種、特別加入者や雇用保険被保険者の人数により、金額が異なります。お見積もりいたしますので、お気軽にご連絡ください。

※ Sen社会保険労務士法人与事務委託されているお客さまは、委託費は発生いたしません。

お見積もりのご依頼や、ご不明点がございましたら
まずは、お気軽にお問い合わせください

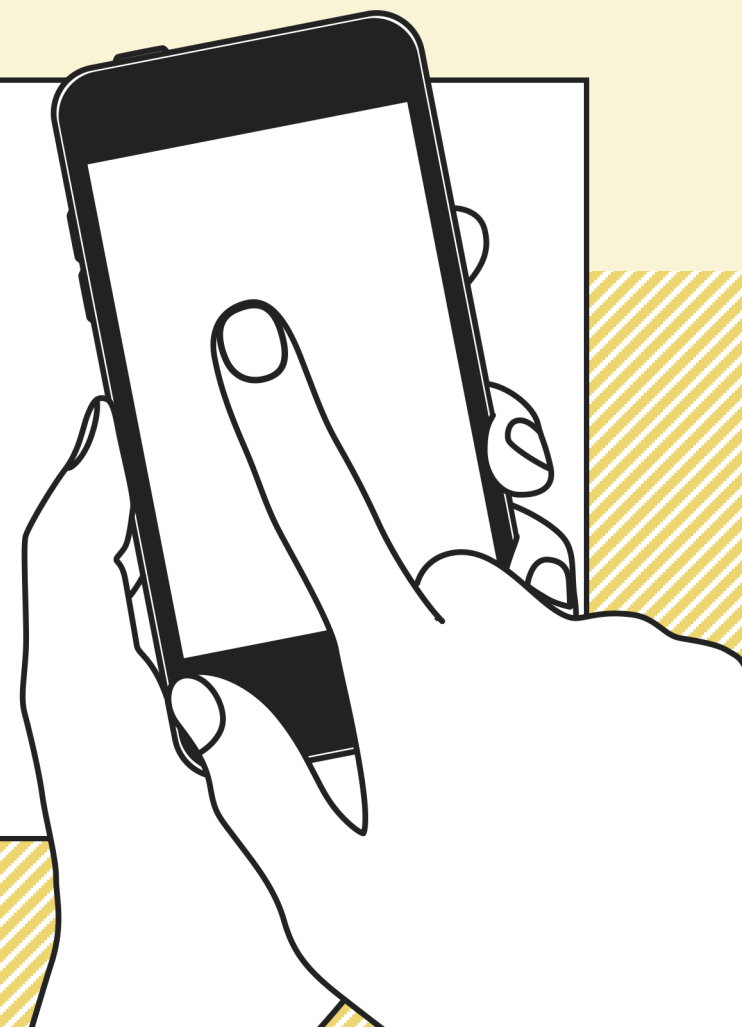
お電話からのお問い合わせはこちら

Sen労働保険事務組合



082-207-3201

(受付時間：平日9:15～18:00)



運営元

一般社団法人Sen

厚生労働大臣承認

Sen労働保険事務組合

広島県広島市中区中町7-41 広島三栄ビル4F
(代表) 082-207-3201
info@romu-kanri.com

本資料は一般社団法人Sen（以下、当社）の提供するサービスの説明資料です。
本資料の一部あるいは全部について、当社の許可なく無断で複写、複製、転載することはご遠慮ください。